

## 平成 29 年度第 1 回川崎市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1 開催日時 平成 29 年 7 月 19 日（水）午前 12 時 55 分から午後 2 時 15 分まで

2 開催場所 川崎市地方卸売市場南部市場 3F 第 1 会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）

高柳長直 会長（東京農業大学教授）、中川雄二 副会長（東京海洋大学大学院教授）、重  
富貴子（公益財団法人流通経済研究所主任研究員）、佐藤義勝（東一川崎中央青果株式会社  
取締役会長）、山田信人（横浜丸魚株式会社川崎北部支社長）、松井よし子（川崎市消費者  
の会会長）、中山紳一（川崎商工会議所副会頭）、小澤武典（神奈川県環境農政局農政部農  
政課課長）

（幹事）

渡邊幹雄（経済労働局理事・中央卸売市場北部市場長）

（書記）

鈴木雄二（中央卸売市場北部市場管理課長）、池田昌弘（中央卸売市場北部市場業務課長）

4 議事

（1）平成 28 年各部門取扱の概要について 資料 1

（2）川崎市卸売市場経営プランの進捗状況について 資料 2～5

5 その他

傍聴人 0 名

公開有無 有

### 【審議経過】

司会：経済労働局中央卸売市場管理課長 鈴木

鈴木書記 本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。  
私は本日司会を務めさせていただきます北部市場管理課長の鈴木でございます。  
どうぞよろしくお願ひ致します。会議開催に先立ち、委員の皆様の御  
紹介を兼ねまして、皆様に川崎市中央卸売市場開設運営協議会委員の委嘱状を  
交付させていただきたいと思ひます。

<委嘱状交付>

鈴木書記 次に、会議の公開に関する注意事項でございますが、この会議は公開を前提としておりまして、会議の傍聴ならびに議事録による公開をいたしますので、皆様には御了承いただきますよう、お願い申し上げます。また、議事録作成のため、会議内容を録音させていただきますが、併せて御了承願います。

なお、本日は傍聴者の方はいらっしゃいません。

それでは、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。

まず一番上に次第がございます。座席表、委員の名簿、幹事及び書記の名簿。

資料の1としまして、平成28年北部市場各部門取扱いの概要について。

資料の2としまして、川崎市卸売市場経営プラン推進計画【暫定版】(卸売市場法改正反映前) A3のもの。

資料の3としまして、農業競争力強化プログラム(概要) こちらはA4でございます。

資料の4としまして、農業競争力強化支援法案の概要。

資料の5としまして、水産基本計画の概要、ということになってございます。

その他に条例規則の抜粋等を配布させていただいております。不足等ございましたら御連絡頂けたらと思います。

それでは会議の開催にあたりまして、北部市場長の渡邊より御挨拶申し上げます。

渡邊市場長 皆様、こんにちは。川崎市中心卸売市場北部市場長の渡邊でございます。

本日はお忙しい中、川崎市中心卸売市場開設運営協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。本来であれば、北部市場での開催とするところでございますが、諸事情によりここ南部市場での開催とさせていただきます。御足労いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

さて、皆様御案内のとおり、北部市場は昭和57年に開場してから今年で35年が経過することとなりますが、近年の流通構造の変化に伴う市場経由率の低下、また、少子高齢化や市場間競争の激化などにより、全国的に年間取扱高や事業者数の減少傾向が続いているなど、北部市場を取り巻く情勢は依然厳しい状況でございます。

また、最近では豊洲市場の問題や、食品への異物混入、食中毒などの食のトラブルに関する報道を目にすることも多く、食の安全・安心にかかわる問題は、市民の関心も非常に高いものと感じておりますので、これまで以上に危機感を持って取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

そのような中、私ども開設者といたしましても、本協議会の委員の皆様のご

協力もいただきながら、平成28年の2月に「川崎市卸売市場経営プラン」を策定するとともに、昨年度1年間をかけて、「市場経営プラン」に基づく具体的な施設整備計画やソフト面での活性化施策を、暫定的ではありますが、とりまとめを行ったところでございます。後ほど、議事の中で、現在の状況等を事務局から御説明をさせていただきますが、その一方では、国において、社会経済情勢の変化を踏まえた市場法の抜本的な見直しが議論されているところでございます。先日も国や他都市と意見交換を行うなど、現在は情報収集に努めるとともに、本市場の運営や「市場経営プラン」への影響の分析を進めているところでございます。

市場法改正の動向は、まだまだ不透明でございますが、「市場には多種多様な生鮮食料品等が集まり市民の皆様の豊かな食生活を支える」といった重要な役割は、今後も変わるものではないと考えており、事業者の皆様とともにしっかりとその使命を果たしてまいりたいと考えております。

最後となりますが、本協議会では、皆様から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、みのりのある協議会にしてまいりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶の言葉とさせていただきますと思います。

鈴木書記　それでは続きまして、次第でございます会長及び副会長の選出に参りたいと思っておりますが、規則に基づきまして会長、副会長は委員の互選によって決めることとなっております。皆様に御承諾をいただけましたら、事務局の方より御提案をさせていただきますが、如何でございますでしょうか。

委員　事務局にお任せします。

鈴木書記　ありがとうございます。事務局といたしましては、昨年度に引き続き、会長に高柳委員、副会長に中川委員を御推薦したいと思っておりますが、御異議ないでしょうか。

委員　異議なし。

鈴木書記　ありがとうございました。それでは、会長は高柳委員、副会長は中川委員と決定いたしました。会長と副会長はお席の御移動をお願いします。

鈴木書記　それでは、正副会長のお二方より御挨拶をいただきたいと存じます。まず高柳会長からお一言御挨拶をお願いいたします。

高柳会長 会長を拝命いたしました、東京農業大学の高柳でございます。  
私も卸売市場法廃止の話聞いたときに驚いたのですが、今回の改正では、廃止とまではいかない可能性が高いと思っています。しかし、そういった話が出てくること事態が、問題の深さを物語っているのではないかと思います。すなわち、今回ここで廃止にならなくても、またいずれ、状況が変わらなければ同じ話になりかねないというふうに思っています。特に、卸売市場は公設という所に一番の意義があるので、だからこそこの場が、設けられているかと思っています。公設の意義ということをふまえて、今後の卸売市場の在り方、特に北部市場の在り方を、是非色々なお立場から、御意見を賜りながら、議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木書記 ありがとうございます。  
続きまして、中川副会長御挨拶をお願いいたします。

中川副会長 東京海洋大学の中川でございます。  
このたびは副会長を御指名いただきました。よろしくお願いいたします。  
先日、別の仕事で、戦前の中央卸売市場法の本を少し読んでおりました。何故卸売市場が必要なのかと、今の農水の基本方式と比べましても、ほとんど変わりがない。変わりがないとはどういう意味かということ、逆に言えば、何も変わっていないことが問題なのです。一方で川下の方では、小売業の業態が目まぐるしく変わっていきまして、最近では Amazon でも青果物を取り扱うようになった。私の大学の近くには「メトロ」、海外の卸売業者が、お店を江東区の沿岸部のところに作っておりまして、ずいぶん世の中様変わりしてきた。市場外流通の増加ということは、ある種流通の効率を求めて、市場外流通が増加してきている、従って、これを少しでも卸売市場に引き戻すような、流れというものを作らなければいけない。という観点から、卸売市場の内部の条件というものをそういうような形に作り替えていかないといけない。戦前の中央卸売市場法のままの開設区域の中の消費者のニーズに応じて、安定的にかつ安全な食料を適正な価格で供給するというだけの基本的な機能だけではなくて、新たなニーズを掘り起こしていく、卸売市場にみんなが買い物に行かざるをえないような状況というのを、内部条件として構築していくことが今後の競争に打ち勝っていくうえで非常に肝要かと考えております。その意味でもこの協議会の中で忌憚のないご意見を議論として交わしながら、新しい道筋や展望を皆さんと一緒に作り出していけたら幸いです。何分にもよろしくお願いいたします。

鈴木書記      ありがとうございます。  
この後の議事につきましては、規定に基づき、会長が議長となることになっておりますので、高柳会長の議長でお願いしたいと存じます。  
なお、委員の皆様の総数11名中、本日は8名の御出席をいただいておりますので、本協議会は成立致します。それでは、高柳会長お願い致します。

高柳会長      只今から、平成29年度第1回「川崎市中央卸売市場開設運営協議会」を開催致します。  
本日の議事については2項目ございます。議事1の「平成28年度各部門取扱の概要について」、事務局から説明をお願いいたします。

池田書記      議事1  
それでは、平成28年の各部門取扱の概要についてですが、資料1をご覧ください。  
こちらに部門ごとに平成24年から28年まで5年分の取扱数量・金額を記載しております。  
まず、左上段の青果部ですが平成28年の取扱数量98,650トン、前年比93.2%、取扱金額283億4千8百万円、前年比100.9%となっており、取扱数量は台風等の天候不良により前年を下回りましたが、取扱金額は平成25年10月の卸会社の合併等の効果により、増加傾向を維持しております。  
次に、右上段の花き部ですが、平成28年の取扱数量5,534万本、前年比88.8%、取扱金額は28億5百万円、前年比91.3%となっております。花きの卸売市場経由率は、他部門に比べ横ばい状況を維持しており、本市場においても、ここ数年多少の増減はあるものの概ね横ばい状況を維持していましたが、平成28年は、取扱数量・金額ともに前年を下回っている状況です。  
そして、左下段の水産物部につきましては、平成28年の取扱数量27,516トン、前年比97.9%、取扱金額254億8千百万円、前年比98.6%となっております。水産物の取扱数量減少は全国的な傾向であり、本市場においても同様に取扱数量の減少が続いています。このような状況を少しでも改善するために、卸売業者、仲卸業者、開設者等の関係者による意見交換会を毎月開催しており、取扱数量等の向上策などについて意見交換をさせていただいているところです。また、水産物部の鮮魚部会から「鮮魚・活魚

のセリ取引」による市場活性化策が提案され、本年2月に試験取引を開始し、4月から本格実施をしているところでございます。取扱数量的には、わずかではあります但し市場の活性化という面では寄与していると思っております。説明は以上です。

高柳会長 ありがとうございます。只今の事務局の説明について、何かご意見やご質問はございますか。

少し確認をさせていただきたい、青果のグラフは上が切れてしまっています。

池田書記 下の数字の方が正しいということで、申し訳ございません。

佐藤委員 今、業務課長から説明があった通りですが、数字だけではなくコメント部分に補足します。「青果物の卸売市場経由率は現在約6割であるが」と書いてあり、数字的には間違いはないですが、輸入とか、加工とか、原料、等々が含まれている数字で6割ということです。ですから、国産の青果物だけみますと、市場経由率は全国平均で84.4%です。最近発表されている数字なのでそんなに違いはないと思います。知らない方が見ると市場経由率が随分少ない、やっぱり産直の関係が増えているからとの話になられると困るのでお話ししました。実は8年前には91.9%位の国内の市場経由率で、それから見ると大体7.5%位下がっているのですが、目に入ってくる数字として6割になると、市場はどうなっているのという感じになるので、そこのところだけお話ししたところですが。国産の野菜はまだまだ市場の経由はありますよ、ということアピールしたかったわけです。

高柳会長 ありがとうございます。仰るとおりだと思います。輸入品が増えることで、逆にこの数字が下がってくるということですね。

佐藤委員 そうということです。

中川副会長 今の話を聞いて、確かに6割という数字は荒いと思いますが、逆に言えば意地悪な言い方で恐縮ですけど、加工原料とか輸入品とかに卸売市場が手を出せてない現状。これも一種のビジネスチャンスというふうに今後受け止めていかないといけない。卸売市場の加工機能を高めていかないといけない課題もありますし、これを逆にいえばきつめの6割という評価の中で、これを上げて自分たちにどう引き込んでいくかというのが、やっぱり戦略の一つのポ

イントとして、今後向き合っていないといけないだろう。例えばカゴメの野菜ジュースなんかは、必要な野菜は海外から輸入している冷凍原料ですから。ただ、一方では逆に日本の消費者の関心を引くと、商材の品揃えというものが、市場で国産商材だけではなくて、輸入商材部門もどの位手を広げていくのか、水産は早くから海外の商材がかなり多くなっています。これは笑い事ではなくて、水産では鮭の商材というのは、一時期はかなり国内の商材がなくて、最近ではチリの商材ものが増えてきており、非常に重く受け止めないとならない。逆に言えばこれをどういうふうに受け止めるかで、各市場の中の一つの戦略的なポジションというのが打ち出せるのではないか。危機的な状況であると同時に、ある意味チャンスではないかという感じもします。この数字の読み方をどう読み解くのか、という点ではご留意していただきたい。確かに佐藤委員がおっしゃる通り、私も同じように認識はしていますけど、国産の商材がどんどん年々減っていくという趨勢は今後20年変わらないだろうと、私は展望を持っています。そういう中でどうしても海外の商材を集めてこなくてはいけない、という状況に追い込まれるかもしれない。ただ海外の商材は生鮮商材ではない。ある種、冷凍商材あるいはチルド商材といった比較的高い商材を集めてこないといけないような事態になった時に、その時点で卸売市場の流通がそこに関与しているかどうか、というのは我々にとって今後の生き残りの一つのポイントになってくるのではないかと考えています。

佐藤委員 その通りだと思います。先ほど副会長の挨拶にもあった市場法の改正については、戦前と戦後間もないころに作られた市場法は変えなければと思うのですね。今まで我々が想像できなかったようなことを今後やっていかなきゃいけない、勿論その通りだと思いますし、あと、設備投資の関係も勿論あると思います。

あともう一点、私どもの一番身近な関係で申しますと、産地と企業は繋がっています。JAさんと繋がっている、それから一般的な組合さんとも繋がっています。その中で、米の販売はどうか、とよく聞かれます。やってできないことはないですが、加工食品も輸入品もそうですけど、青果物のスーパー量販店の担当とまた違う分野になっているのですね、必ず。その話を持っていくと「我々扱ってないから、他の担当ですから」みたいな話で、回されるのですね。

そういう各部門に取引が何十年も続いているところがありまして、なかなか食い込んでいけないというのが現状ですけど、ただ、やっぱりこういうのは一つ一つ問題を潰していく必要性はあるなど。というふうには考えています。

- 中川副会長 今がちょうど転換期なのではないかと思います。属という岩盤規制、そういう古い時代に作られた産業障壁が今変わりつつある。今まで入れなかった人たちが、どう食い込んでいくのか、例えば、米とか野菜とか、コラボができるような商材開発だとか、いくらでもできるのではないかと。
- 佐藤委員 スーパーで産地の青果物の販売をやるのですが、そういう時、やはり米も一緒にやりますが、担当が違う方が来てというのが現状なのです。ですから、スーパーの米の担当の許可を取ってからやらないといけない。当たり前といえば、当たり前ですけど、受け入れの体制もまだ出来ていない。
- 高柳会長 そうような取引、状況なんかも逆に言うと働きかけることによって変わってくるかもしれない、今後の取組に期待をしたいなと思います。他にございますか。
- 高柳会長 水産について、北部市場だけのことではないですけど、平成26年から27年、2年間減少して、右側の取り扱い再編基準が3年連続で15.7%はクリアできると思うのですが、その辺の状況について水産の立場から、山田委員いかがでしょうか。状況について補足いただけますか。
- 山田委員 今のお話の通り厳しい状態は続いております。この2年間、皆さんご存知の通り、イカ、サンマ、海外の漁船が日本の公海外で魚介を取られてしまって、世界的に食文化が変わっていくなかで、従来日本が食べていたものを積極的に海外の皆さんが召し上がっている。国内の物も海外に流れていたり、良いものがなかなか確保できなかったり、物量自体を確保することが難しい状況もある。また、肉類と比べたら、魚は高いとか手を出しにくいとか、そういう条件もある中で、さらに今年でいえばアニサキスの問題がでてきた。昔からアニサキスはあるのですが、それを加工したり、調理する人間がうまく取り除いていたところ、今はなかなかうまくできていないところもあるのではないかと。そういう色々な条件が重なり、拡販しようとしても物量がないし、売り先もなかなか厳しい。という所で、市場の活性化をしようとして、少しでも市場に足を向けてもらうことをやっていかなくてはならない。もう一つは、市場内流通が落ちているのは確かですが、卸売業者として市場の中の、仲卸さんとの縦の流れ、将来的にもそれだけをやっていれば良いということではない。このままでは食べていけなくなる、市場としては活性化できていけないので、集荷力をつけて市場外流通を強化しようという見直し



ているところ。ただ、環境だけ見ると厳しい中で、なかなかいい手段が見つからない状態であり、その辺が歯がゆいところ。いずれにしても、市場内の共同した物流だとか、販路拡大を考えていかないと、卸だけだとか、仲卸さんだけで頑張ってもなかなか厳しいと考えております。

高柳会長 ありがとうございます。

他にございますか。

それでは次に議事2の「川崎市卸売市場経営プランの進捗状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木書記 まずは「卸売市場経営プラン」に基づき、その具体化のために取りまとめた「推進計画」の暫定版について説明させていただき、続いて国の制度改正の動きについて説明させていただきます。

まず、卸売市場経営プラン推進計画でございますが、平成28年2月に、社会環境の変化に応じた今後10年間の市場運営の方針及び方向性を明らかにしたものとして、「川崎市卸売市場経営プラン」を策定したところでございます。このプランで掲げた将来ビジョンとしては、北部市場は「消費地に立地した広域的市場」として、南部市場は「地域密着型のコンパクト市場」として、相互に連携・補完しながら市民に安全・安心な生鮮食品等を安定的に供給することとしておりまして、このビジョンを実現するために、ハード面、ソフト面に分けて、推進計画として整理させていただいております。

2の推進計画の全体像でございます。両市場の将来ビジョンを実現するために、「卸売市場の基本機能の強化」、「社会的機能の発揮」、「持続的な経営体制の確保」という3つの方向性を定め、その下にaからtまでの基本施策をぶら下げております。ここまでが「卸売市場経営プラン」で整理したものでございまして、推進計画としては、ハードとしては1つにまとめ、ソフトとしては、複数の施策をまとめて実施したほうが効率的だと思われるものは1つにまとめ、8つの施策に整理しております。

次ページのハード施策についてでございます。(b)市場全体の機能配置や車両動線の見直しによる場内物流体制の強化については、取組の具体策として、構内道路の整備・拡張を行うことや、品質が確保できる荷捌場の整備、立体駐車場の導入、第2冷蔵庫を水産棟近くに移転する、といった内容としております。

(c)加工・調整や保管・配送機能といった付加機能の充実については、閉鎖型、開放型の荷捌場を整備することや、高機能センターや加工施設を

整備するといった内容としております。

(d) コールドチェーンシステムの確保に向けた取組については、今後増加する電力需要に対応するために、電気インフラ等の環境整備を行うことや、売場環境を改善するための低温化として、排熱対策を行うといった内容としております。

(p) 非常時における市場機能維持、(s) 施設の長寿命化と有効活用については、優先順位をつけながら老朽化対策を行っていくこと、としております。

特に優先順位が高いと各部門から意見が出ているものとしましては、水産部門では、第2冷蔵庫棟新設・移転、青果部門では、取扱量拡大に向けた新施設・荷捌場の整備、花き部門としては、花き棟周辺の混雑緩和を含めた構内道路の拡充、関連・青果商では、立体駐車場の導入、といったものがあげられております。

このような内容を踏まえまして、施設整備の全体概要を次ページのようにまとめさせていただいております。

第2冷蔵庫棟を水産棟近くに移転し、製氷棟と高機能センターとを併せて整備することや、第2冷蔵庫棟の移転と併せて低温倉庫等を移転し、その跡地に青果の高機能センターを設置すること、青果、水産の荷捌場を青果棟、水産棟と隣接して設置することや、関連棟の南側や西側敷地に立体駐車場を設置するといった内容で整理しております。

その次のページは、今後増加する電力需要に対応するための電気インフラ整備の概要を取りまとめております。

ソフト施策でございます。ソフト施策1共同配送等物流効率化については、過去に共同配送を試みたこともあり、必要性としては認識しているが実施にあたっては慎重な検討が必要であるとの意見があり、今後の取組の方向性としては、事業者や施設整備等の条件が整った上で、実施可能であれば推進すること、としております。

ソフト施策2の食品流通環境の改善・機能強化については、品質管理やトレーサビリティに関する講習会等により、事業者の意識の向上を図るといったことや、市場全体で新たなルールを整備し、それを実施していくことや、その取組を情報発信していくといった内容としております。

ソフト施策3の集荷・販売体制、情報発信・提供等の強化施策についてですが、北部市場については、様々な課題がある中で、各部門ごとに取り組んでいくというよりも、関係者間で連携強化していくことが必要だという認識から、各部門を横断した検討組織を立ち上げることとしまして、その検討組織が中心となって、商談会の実施であるとか、実需者・消費者向け

の情報発信であるとか、といったことを検討、企画、実施していくといった内容としております。南部市場については、新規産地の拡大、地元・周辺小売店との連携や販売先の拡大といった内容について、現在も指定管理者が中心となって「いちばいち」等を実施しておりますので、今後も指定管理者と連携しながら進めていくといった内容としております。

施策4の食文化の継承と市民に開かれた市場の推進についてですが、北部市場については、現在も行っている食育・花育の充実を図るほかに、大人向けの講習や民間企業、大学等と連携していくといったことや、市場まつり等の市場全体のイベントの検討や、市民開放の在り方を検討することとしております。南部市場については、毎月開催している「いちばいち」の継続実施及び内容の充実を図るということや、市民により開かれた市場となるための市場開放の充実を図るといったことについて、指定管理者と連携して実施していくこととしております。

施策5のクリーンエネルギーやゴミ減量等の環境配慮については、ごみ排出量、不法投棄の実態といった課題を関係者間で情報共有することや、エコ市場化に向けた取組を継続することとしております。

施策6の事業継続計画の策定・運用については、市場関係者のBCPの策定支援を行ったり、市場全体の危機管理対応能力の維持・向上に向けた取組を行うこととしております。

施策7の開設者による経営改善指導の適切な実施については、業務改善指導の継続実施、充実を図ることとしております。

施策8の卸売市場経営の効率化と市場会計の健全化については、持続可能な経営体制の確保に向けた取組として、事務手続きの簡素化、削減を推進するほか、企業会計的手法を用いた財務諸表の作成、分析、公表を継続実施するといった内容としております。

次のページですが、昨年度に試験的に行ったパイロット事業の内容をお示ししております。産地と実需者を結ぶ中間点にある市場としての機能を生かし、その双方の情報交換ができるようなプラットフォームの作成を試験的に行っております。後程ご参照ください。

このように、経営プランの具体化に向けた検討を行っている最中に、これまでの国の方針とは異なる方向性が示されていますので、その内容について説明させていただきます。

資料3の農業競争力強化プログラムですが、これは農業者の所得向上を図るという主旨のもので、農産物の流通・加工構造の改革をはじめとして13項目についての改革を行うことにより、農業の競争力強化を図ろうというものでございます。2の流通・加工の構造改革については、(1)生産

者に有利な流通・加工構造の確立の項目では、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進することや、中間流通について、抜本的な合理化を推進し、事業者の業種転換等を支援するといったことが記述されており、(2) 全農改革については、中間流通業者への販売中心から、実需者・消費者への直接販売中心にシフトするといったことが記述されています。

この農業競争力強化プログラムを推進するためのものとして、資料4の農業競争力強化支援法が国会に提出され、5月には国会を通過し、8月には施行される見通しとなっております。この法律の趣旨ですが、良質かつ低廉な農業資材の供給による資材コストの引き下げや、農産物流通の合理化による流通コストの引き下げを、業界の再編や法制度、規制等の見直しをすることによって実現し、農業所得の向上を目指す、という内容のものでございます。事業再編及び事業参入を促進するための措置として、対象事業者の将来のあり方を示した実施指針を定めることとしておまして、この実施指針の中で卸売市場法の改正の方向性が示されるのではないかと想定しております。

農業競争力強化プログラム、農業競争力強化支援法の両方とも「農産物」についてのものですが、資料5水産基本計画の概要にありますように、「第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「6 水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給」の項目に「多様な流通ルートの構築」とありまして、水産についても同様の動きをしております。

このように、いったんは卸売市場経営プランに基づいて推進計画を取りまとめたところではありますが、市場法の改正の方向性がまだ未確定な状況ですので、国の検討状況をしっかりと見据えたうえで、経営プランの内容を見直し、推進計画を再整理しまして、施設整備等を進めてまいりたいと考えております。

高柳会長 只今のご説明について、ご質問やご意見はありますか。

中川副会長 電気インフラ関係について少し話がしたいのですか、おっしゃったように、この方向で市場の施設の再整備を進めていくと電気需要が飛躍的に増大していく。そのための電気インフラの再編成は必要なことだとは思いますが。一方で、基本計画の中では、防災対策の話もあります。その中で電気容量を整備する際の自家発電機能などの観点で、計画の中に盛り込まれてない感じがしました。熊本の震災や、東日本大震災の時もそうですし、電気が

止まれば、冷蔵庫などが持たない。加えて、温度帯管理の施設や売場なんかも今後整備していくのであれば、電気がなければそういったような物が絵空事になってしまう。つまり、常温施設になってしまう。その件で自家発電機能をどういう形で作っていくか、例えば病院などには必ず、主となるところには自家発電機能があります。ただ、あまり良いものを入れても、普段使わないものを何故入れるのかという話になってしまうので、ある程度日常性を加味して、自分で電気を作って、場合によっては人に売るといった感じの自家発電機能を計画の中に盛り込めないものか。うちの屋根の上に太陽光パネルを置いて、毎日微小ですけど、電気を売ったりしている。自然エネルギーなどの活用と絡めながら、自家発電機能の構築に、今後課題として検討していただけないか。

防災機能を高めるためにもかなり必要になってくるのではないかと。

渡邊幹事 検討してないわけではないのですが、仰られたような業務の常用電源の電力と、市場で使っている冷凍冷蔵庫、巨大冷蔵庫の消費電力は比較にならないレベルで、自家発電のレベルを越えて、発電所に近いものを用意しないとおそらく難しいだろうと思います。仮にそれが可能だとして、災害時に病院がやっているような灯油等を使った自家発電機を使うことになるわけですが、国の防災計画の中でそういう対応になったときには重油を経産省が押さえて、優先順位をつけて配送する形になる。そういう意味でも優先順位として病院などの人の命を守るところに行くはずなので、なかなか実現するには難しい。ただ、そういう状況を見ながら検討していきたいと思いますが、太陽光パネルなどでなんとかなるレベルの電力ではないと認識しています。

中川副会長 なんとかなるレベルでないのは承知している。国の防災対策基本本部会に、卸売市場については位置づけが全くなされてない。農林水産省についても、主担当機関の中に位置づけられていない。つまり、災害が発生した時に卸売市場というのは、非常に優先順位が低い。そのため、有事の時には、冷蔵庫の中から商品を全部外に出してしまおうという事しかできないわけです。そういうことも含めて、電気が手当できなければ、有事の時に倉庫の中で腐らせてしまう、その辺りのこともリスク対策として、少し経営プランの中に考えていく必要があるのではないかと。できれば自分のところで電気が作れば一番いいのかもしれないけれど、おっしゃる通りだと思います。発電所並みの物が必要となり、コストの問題が出てくる。いまからこれだけのものを作って、常時今までの2倍、3倍の電力を使うような規模になってくるのではないかとということになるので、何か良い知恵はないでしょうか。

渡邊場長 おっしゃる視点はその通りで、我々も考えなくてはいけない。今回のプランの中にも BCP の計画がございますので、事業者の皆さん含めて BCP で考えていく内容で、必ずしもハードに全部依存するというものでもないと思う。これはまた話をさせていただきながら BCP を作り上げていければいいかなと思います。

中川副会長 わかりました、よろしくをお願いします。

高柳会長 むしろ、BCPの方が今の話の中では重要となってくるのではないかと。市場の中で冷蔵庫を動かして、発電施設を動かしたとしても、その先が停電になっていけば意味がない。家庭の冷蔵庫も、スーパーの冷蔵庫も、同様の状況におかれる。災害時の生鮮食品の流通など、災害時の機能をどうもっていくかでしょうか。

松井委員 市場は、私たち一般市民にとっては、少し離れているところで、すぐに買い物できる場所ではない。でも、最近市場でイベントをされているようで、利用者も出てきた。今日話を伺って、私が見落としているのかもしれないですけど、衛生環境。築地の問題もありましたけれども、老朽化ということも書かれていますけど、そういう面では衛生環境、点検とかはどのように計画をしているのでしょうか。

鈴木書記 食品の衛生管理についてでしょうか。

松井委員 「老朽化した基幹インフラの故障による市場の機能不全リスクを抱えている」と書かれており、「老朽化更新を適宜行っていく」とあります。おかしいところがあったら、常に見直していくということでしょうか。

渡邊場長 御説明させていただいた中で、ソフト施策2の「食料流通環境の改善・機能強化」の中で、衛生面の向上や、HACCPの手順など、そういったもので衛生環境は確保していく。勿論それは建物がダメであれば、それも直すということが含まれています。

松井委員 市場はゴミやネズミのことも書かれていますけど、そういった意味で定期的な点検、衛生環境整備などをしてらっしゃるのかと。

- 佐藤委員 食品に関しては衛生検査所が組織としてありますから、毎月青果も水産も抜き打ちで検査をやっていきます。施設におきましては、35年経ちますから雨漏りが結構ひどいため、現在は、防水の工事をやってもらっています。雨漏りの箇所だけ防水すれば良いわけではなく、面積も広いものですから、予算も出すのは大変だったのではと思います。そうした予算を取りながら順次やっている状況。市場が建ってから35年ですが、補強もしてもらっています。そういったことで青果物に対する、水産も含めて、安全安心が損なわれること、そういう心配はないです。
- 高柳会長 食の安全安心は、この協議会ではたびたび議題になってきていますが、食の安全安心は確保されていることが当然のことだという認識です。
- 中山委員 今日初めて委員として南部市場に伺ったのですが、住宅地の中にあり市民の一番身近なところという印象を受けました。ここは月2回「いちばいち」といったイベントなどを通じて市民に身近な親しまれる市場を目指していく、おそらく他の市場にはない凄い強みになると思います。そういった面で活性化を図っていただければと思います。今度一度「いちばいち」に来てみたいと思いました。よろしく願いいたします。以上です。
- 高柳会長 中山委員は利用される実需者としてのお立場もあると思いますが、そういった観点から市場に対して何か考えてらっしゃいますか。
- 中山委員 一般生活からみて、市場は遠い存在で、直接かかわることがないと思うんですけど、まさにここは街の中にある、自由に来られるそんな雰囲気です。そういった意味で、「いちばいち」へ来てみたいと思いましたし、そういったのを通じて、市民と身近に感じられるような施策が何かあれば、提案していきたいと思います。
- 池田書記 北部の水産の方も、水産イベントということで、水産朝市というような形で9月から第二土曜日、月一くらいでやっていこうという話になっていますので、ぜひ機会を見ていらっしゃってください。
- 中川副会長 「HACCP 対応の取組」について、市場単独では HACCP 対応はできない。産地から HACCP 商材をとってこないとならない。産地の市場でも HACCP 対応できるためには、漁船から全部 HACCP 対応に変えなければならない。青果物も同じ。「HACCP 対応に向けた取組推進」と書かれており、対応と濁

してありますが、百歩譲っていえば、「HACCP 的な管理」という程度しかいえない。そこで、原材料は HACCP でないものを、ここで HACCP 的な管理をしますと大きな声で言うと、消費者が HACCP 商品だと思い込んで、逆に言えばウソをついたことになってしまう。ここの表現は外に出すときは少し考えていただいて、HACCP 的ということで、いいかなと思います。

佐藤委員 机上でいうのは凄く簡単ですが、時間と費用がどれだけかかるか考えたら、あまり安易に言葉に出してほしくない。国の方もすぐ簡単にそういう言い方しますよね。

中川副会長 川上、川下、フードチェーン全体でやっていかないといけないことになりますので、ここだけですり合わせてやりましたという話にはならない。他の市場でも使うのが流行っていますが、その辺は、外へ出されるときには注意をしてほしい。

高柳会長 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 農業競争力強化プログラムを説明いただいたのですが、これは本当にこんなことできるの？といったところが結構あるのですが。例えば資料 3 右側の欄に「2. 流通・加工の構造改革」二つ目の丸「農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進」。これだけ読めばこれで済んじゃうのですが、実際にどこまでのことを言っているのか、少しわからない所がある。この一つとっても私はあまり理解ができない。こういった文にされると、すごく違和感がある感じがする。

中川副会長 妄想でしょうね。

高柳会長 実際に直接販売というような動きは、踏んできたと思う。生産者とスーパーチェーン、あるいは生産者が直売するという形で、全体としてはわずか数パーセントであったが、行われてきた。今までも、10 年前と比べれば徐々に増えてきた。そういう流れの中で出てきていると思います。

佐藤委員 農業者が直接、スーパー・量販店と取引をする内容を、言葉尻で聞けば直販という言い方ですけど、そのメーカー、作った量のどれだけの物を直接取引しているのか。それとも、作ったものを全部スーパーで買い入れているのか。全然そんなことないですよ、余ったものはどうするの、という話なのです。



中川副会長 物流の専門家が進める話をしたのだと思うけど、中抜けすればコストが浮く、浮いたコストが農業生産者の所得の向上につながるかという話だが、輸送のコストを浮かせたくらいで大した額にはならない。もう1点は、今まで担ってきた、各卸だとか、JAだとか、そういうところが間に入ってきたというのは、それなりに合理性と必然性があった。それが何かというと、リスク分散をしてる。取引で流れていく量は当然ロスだとか、不況になったり売れなかったものが当然出てくるわけで、そのリスクをJAが負わなければならない、この理屈でいけば。実際可能なかとなった時に、今JAが大和と戸田に物流センターを作ったじゃないですか、それは少しランクの低い商材を流す一つの別のチャネルなんです。リスク分散としてのチャネルとして構築している。国はそれを真に受けている。卸売市場流通全体を壊していくような話に繋がっていきにくいのではないかと私は思っているので、さっき妄想ではないかと話したわけです。ただ逆に言えば、あなたたちどうするのかと言われてみると受け止めた方がいいと思います。

佐藤委員 農業競争力強化プログラムですが、これは川上だけの視点であって、消費者はどうなるのか。これを全てやっていったら、消費者がかなり高い青果物やなんかの購入に繋がりやしないかという感じがするのですね。

中川副会長 それは様々でしょうね。どんなチャネル設計をするかということになりますから、安いものも出来上がるかもしれません。これをどういうふうに設計するか、問われていると受け止める必要はあると思います。我々が単なる対岸の火事だと受け止めてはいけないのだと。逆にJAがその気になれば直販ができるのですよ、ということを一方ではメッセージとして言っているわけです。水産の場合は流通構造が違いますが、農産物の場合は、選択肢として考えていますよと、卸売市場としてどうするのか、というようなメッセージは投げつけられている、という点だけは受け止めないといけない。

佐藤委員 消費者に近い産地、生産者はなんとか工夫をすれば良いんでしょうけど、消費者から遠い、例えばこちらからいけば、四国、九州、東北、北海道辺りの農協の人たちと話をすると、やっぱりかけ離れた課題として受け止めてますよね。コストがどの程度のものなのか全然わかっていない気がする。

高柳会長 私としての受け止め方は、背景として、市場流通をどうするかの話ではなくて、(2)の「全農改革」の方がポイントで、「委託販売から買取販売へ転換」

でしょう。

佐藤委員 実質いまも100%委託は、言葉だけになっていますから。

中川副会長 問題は手数料をどうするか。

佐藤委員 手数料の分析もしてほしいです、内容どうなっているのか。

中川副会長 全農改革でいわれているのが、手数料を下げるのかどうか。卸売市場を通らないで自分で構築したとなれば、手数料を上げざるを得ない。自分たちでコスト負担しないといけない。

佐藤委員 そうなれば委託拒否的なものの話も。

中川副会長 卸売市場に押し付けた方が良いという議論もあるが、それも真に受けると、少し困ってしまう。

佐藤委員 過渡期にきてるのはわかっています、我々の業界も。

高柳会長 ありがとうございます。話をして色々な課題もあり、議論も尽きませんが、時間ということこれで今回の運営協議会は以上とさせていただきたいと思えます。それでは事務局にお返します。

鈴木書記 ご意見ありがとうございました。次回の協議会の詳細につきましては、改めて御連絡をさせていただきたいと思えます。以上をもちまして「川崎市中央卸売市場開設運営協議会」を閉会いたします。

以上